監委第９８号
令和８年１１月６日

請求人　様

岐阜県監査委員　伊藤　英生

岐阜県監査委員　藤本　恵司

岐阜県監査委員　鈴木　祥一

岐阜県監査委員　安田　典子

岐阜県監査委員　飯沼　敦朗

令和８年９月２日に提出された住民監査請求について（通知）

令和８年９月２日に提出された住民監査請求（令和８年10月16日付け補正）は、下記の理由により地方自治法(昭和22年法律第67号。以下「法」という。)第242条第１項の定める要件を満たさない請求であるため、却下します。

記

１　請求の要旨

請求人から、令和８年９月２日（令和８年10月16日に補正）に提出された岐阜県職員（知事）措置請求書（以下「措置請求書」という。）の請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。

岐阜県関市洞戸Ａ橋下流左岸にある二筆の県有地（以下「本件県有地」という。）について、県は、令和５年６月に新たな土地登記（以下「令和５年登記」という。）を行い、元からの登記内容を変更したが、令和５年登記は以下の理由により、本件県有地の形状及び面積、並びに本件県有地の河川区域界を違法に変更したものである。（措置請求書２（１））

１　平成12年８月１日に、美濃土木事務所、洞戸村役場（当時）、本件県有地隣の地権者の三者で行われた境界確認（以下「平成12年境界確認」という。）は、本件県有地付近で過去に実施された土地改良事業やＡ橋整備の際に確定していた河川区域界を復元することなく、立合いで境界確認が行われ、平成12年境界確認により、根拠不明の新たな河川区域と官民境界が官民合意により設定された。（措置請求書２（２）③）

２　県は令和４年度にＡ橋一帯を測量し、令和５年登記を行ったが、令和５年登記は、平成12年境界確認の結果を追認するものとなっており、令和５年登記によって、Ａ橋整備時とは異なる、根拠のない偽りの河川区域界・官民境界が確定された。（措置請求書２（２）⑥）

３　令和５年登記の後、県は、河川護岸で飲食店を経営する地権者に対し河川法上の許可を与えたが、Ａ橋建設当時の河川区域界であれば、当該飲食店は河川区域内にはみ出した違法建築であり、許可を与えることができなかったが、令和５年登記による変更によって、当該飲食店が河川区域ではなく河川保全区域内に存在するとの根拠が作られたため、河川法上の許可を与えることが可能となった。（措置請求書２（２）⑦）

また、令和３年度以降、請求人は、「当該飲食店の店舗は河川区域に建てられており河川法上の許可も得ていないので河川法違反である」と県に訴えてきたが、県知事と県当局はあいまいな回答を繰り返し、適切な是正措置をとらなかった。（措置請求書２（２）⑤）

そして、平成12年度から今日に至るまでの一連の県当局の行為は、公務員の法令遵守義務に反するもので、特定個人に利益を与える不適切な県有地の管理

によって公益を害し、県民の信頼を損ねるものである。特に、令和５年登記はＡ橋整備時の河川区域界を違法に変更したものであり、「公正証書原本不実記載等」（刑法第157条）の罪に該当する。

橋梁平面図（措置請求書資料２）と河川法第55条、第26条の申請平面図、河川区域界（措置請求書資料５）が違っているためどちらが正しいのか正さなければならない。

公文書公開でＡ橋左岸、右岸の河川台帳を求めたが回答は不存在であり、河川法第12条違反にあたると思われる。橋梁平面図は何を元に作成されたのか説明を求める。そして地方交付税はどうなっているのか説明を求める。

よって、県知事による以下の県有財産管理の是正措置を請求する。

(1) 令和５年登記の違法性を明らかにし、同登記を無効として河川区域並びに官民境界をＡ橋整備当時に復すること。

(2) 河川法上の定めに従い違反行為の是正措置を行うこと。

(3) 平成12年度以来の不適切な行政執行の原因を明らかにし、管理者としての責任の所在を明確にすると共に、再発防止を図ること。

上記請求については、県の財務会計上の行為に関し、具体的な県の財産管理を怠る事実、県が財産管理を怠ることにより県にどのような損害が生ずるのかについて記載がなかったことなどから、令和８年10月２日に補正を依頼し、令和８年10月16日に補正された措置請求書が提出された。請求の要旨は、概ね以下のとおりであった。

(1) 具体的な県の財務会計上の行為（財産の管理を怠る事実）として、昭和56年に施工された土地改良換地時の境界線が確定したにもかかわらず、平成12年８月１日に行われた境界確定の際に、県の不注意で過去の資料を確認せず間違った境界線を確定したことにより、民間事業者に土地を占有され、現在もそれが継続していることが、県が財産管理を怠る事実である。また､河川台帳が不存在のため管理が不十分となりこうした結果を招いた。

(2) 損害発生の可能性(具体的な県の財産的損失､又は生じるおそれの提示)として、本来上流から下流まで真直ぐの境界線が、本流に食い込まれたことにより、県が買収した確定図面を錯誤を原因として地積更正の登記をするのは、自分たちのミスを認め無駄な費用を出費したものである。将来護岸の工事にも支障が出る恐れがある。

２　監査委員の判断

法第242条第１項では、普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の執行機関又は職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる、と規定している。

また、この住民監査請求の対象は、法第242条第１項に規定されている財務会計上の行為又は怠る事実に限定されているところ、同条第２項は、正当な理由があるときを除き、当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したときは、住民監査請求をすることはできないと定めている。

なお、法第242条第２項は、「当該行為のあった日又は終わった日から一年を経過したとき」と規定しており、「財産の管理を怠る事実」については期間制限を設けていない。したがって、「財産の管理を怠る事実」を対象とする住民監査請求については、当該怠る事実が継続している限り、原則として同項の期間制限は適用されない。

本件の請求の要旨については、令和８年９月２日に提出された措置請求書及び令和８年10月16日に提出された補正書を踏まえ、請求人は「昭和56年に施工された土地改良換地時の境界線が確定したにもかかわらず、平成12年８月１日に行われた境界確定の際に、県の不注意で過去の資料を確認せず間違った境界線を確定したことにより、民間事業者に土地を占有され、現在もそれが継続していること」について、「財産の管理を怠る事実」であると主張していると解される。また、併せて「本件に係るＡ橋左岸、右岸の河川台帳が県に存在しないこと」に触れ、このことにより財産の管理を怠ることにつながったと主張している。

そのほかの措置請求書に記載された補足説明については、本件請求の理由や事実経過を記載したものにすぎないと解する。

請求人が「財産の管理を怠る事実」であると主張する「昭和 56 年に施工された土地改良換地時の境界線が確定したにもかかわらず、平成 12 年８月１日に行われた境界確定の際に、県の不注意で過去の資料を確認せず間違った境界線を確定したことにより、民間事業者に土地を占有され、現在もそれが継続していること」については、平成 12 年に確定した境界線が、どのように間違っているのか及びその違法性について具体的に示されていないほか、その根拠も示されていない。さらに、民間事業者が本件県有地のいずれの部分を占有し、本件県有地にどのような損害が発生しているのか、具体的な事実も示されておらず、「財産管理を怠る事実」として判断できない。

また、請求人は「本件にかかるＡ橋左岸、右岸の河川台帳が県に存在しないこと」に触れ、このことにより財産の管理を怠ることにつながったと主張している。これについては、板取川は一級河川であるが、当該地域は、河川法第９条第２項により、本来一級河川に係る国土交通大臣の権限に属する事務の一部が、政令の定めにより都道府県知事が行うこととされている。河川法施行令第２条においては、都道府県知事が行う事務が列記されており、河川法施行令第２条第１項においては、河川台帳を調製し、これを保管すること以外の事務が対象と規定されている。よって、河川台帳は、都道府県知事が保管すべきものではなく、請求人の主張する河川台帳の不存在は、県の「財産の管理を怠る事実」には該当しない。

よって、本件請求は、法第242条第１項が定める要件を欠いているので不適法であり、これを却下する。